

# 吳勞働組合會規約

## 綱領

吾人は報國の志を以て共同の力に依り着實なる方法を以て地位の改善向上を圖り相愛扶助の實を舉げんとす



一、本組合は吳勞働組合會と稱す  
 二、本會事務所は當分の内（吳市若方町貳拾番四七番戸）に置く  
 三、本會は吳市内に於て從業する筋肉勞働者の有志を以て組織す

四、本會は綱領の主旨を遂行するを以て目的とす  
 五、本會は目的を達成する爲め適當なる施設を爲す  
 六、本會の維持費は會員並に有志の寄附金を以て是に充つ

七、本會々員は當分毎年金貳拾圓を會費として納付するものとす  
 八、本會に入會せんとするものは會員一名以上名の紹介を以て本會事務所に届出其承認を受けることを要す  
 退會せんとする者は其旨本會事務所に通告すべし

九、會員として不都合の行爲ありし認めたるものは之れを除名す  
 十、本會役員として會長一名、副會長一名、會計係長一名、監事三名、評議員若干名を置く  
 十一、役員は總て名譽職とし本會總會に於て公選す其任期は一箇年とす  
 但し再選を妨げず

十二、本會役員は任務左の如し

- 一、會長は會務一切を總理し總會長
- 二、副會長は會長を補佐し會長事故ある時は其職務を代理す
- 三、會計係長は評議員の定めたる會計規定に依り會費並に財産の保管收支に任ず
- 四、監事は會計其他の事務を監理す
- 五、評議員は評議員として總ての議決に参加す

十三、本會は毎年一回總會を開く但し會長の意見又は評議員會の決議に依り若くは會員三分一以上の要求により臨時總會を開く  
 總會は會員の出席數を問はざるもの

十四、本會重要事件を決議する爲め評議員會を置き會長、副會長、會計係長、監事、評議員を以て組織す  
 評議員會は會長の意見又は評議員三分一以上の要求に依り之れを開く會議は評議員會員半数以上出席するにあらざれば開會することを不得

十五、本會の會議は總て會長其議長の職務を執る  
 十六、本會に同情する先輩を評議員會の決議を以て顧問に推薦す  
 十七、本會規約は總會の決議を経されは改廢する事を得ず

以上

大正九年十月一日

一、本組合總會に於て公選す但し重任ヲ妨ス

## 第四章 役員ノ任務

- 一、會長 本組合會ヲ總理シ組合ノ爲メニ公職ノ總會及評議員會ヲ召集ス
- 二、副會長 會長ヲ補佐シ會長事故アル時ハ其任務ヲ代理ス
- 三、會計係長 評議員會ノ定ムタル會計規定ニ依リ組合會費並ニ財産重要書類ノ保管及收支ノ任務ヲ掌ル

第十四條 本組合會ハ毎年一回定期總會ヲ開ク但し若シ會長ノ意見又は評議員會ノ決議ニ依リ若シ會長ノ會員三分一以上ノ要求アルトキハ臨時總會ヲ開ク但總會ノ決議ハ通告ノ時限ニ至レバ會員出席數ニ係ラズ之レヲナス

第十五條 會長ハ毎年一回總會ニ先ダテ評議員ヲ召集シ總會ニ提出スヘキ事項ニ關シ協同シテ議ス

第十六條 本組合會評議員會ハ必用事項アル毎之レヲ召集ス但會長副會長會計係理事ハ議決ニ参加ス

第十七條 本組合會議ノ議長ハ會長之レヲ執行ス出席スベシテラベ開會スル事ヲ得

第十八條 本組合會規約及細則ニ規定ナキ事項ハ保險等調査研究實施

第十九條 本組合會規約及細則ニ規定ナキ事項ハ保險等調査研究實施

## 入會申込書

現在勤務工場名  
 現住所  
 職名  
 氏名

大正 年 月 日

右加入者氏名印  
 紹介者姓名印

## 吳勞働組合會々長殿

一、本組合會員ハ自己ノ勤務工場及各方面ニ涉リ職工募集或ハ就職ノ便ヲハトキバ直ニ本組合會員ニシテ本條第二項ノ義務ヲ負ヒタリ本組合會規約第十三條ニ依リ除名スルコトヲ得

## 第四章

第九條 一、本組合會ハ時々名士學者ヲ招聘シ講演會ヲ開催ス  
 二、本組合會ニ於テ月刊雜誌ヲ發行シ組合會員ニ配布ス  
 三、法律ニ關スル顧問ナリ組合會員ノ權利ヲ擁護ス  
 四、本組合會員及會員ノ父母妻子死亡ノ場合ハ本組合會第一章第四條ニ依リ相愛扶助ノ實ヲ盡ク吊問ス吊詞ヲ贈リ出意ヲ表ス

第十五條 會長ハ毎年一回總會ニ先ダテ評議員ヲ召集シ總會ニ提出スヘキ事項ニ關シ協同シテ議ス

第十六條 本組合會評議員會ハ必用事項アル毎之レヲ召集ス但會長副會長會計係理事ハ議決ニ参加ス

第十七條 本組合會議ノ議長ハ會長之レヲ執行ス出席スベシテラベ開會スル事ヲ得

第十八條 本組合會規約及細則ニ規定ナキ事項ハ保險等調査研究實施

第十九條 本組合會規約及細則ニ規定ナキ事項ハ保險等調査研究實施

儀私貴組合會規約承知ノ上加入金及會費相添紹介人運署ヲ以テ入會申込候也

大正 年 月 日

右加入者氏名印  
 紹介者姓名印